

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業の規模について、次に掲げる区域において施行される民間都市開発事業にあつては〇・二ヘクタール以上とする特例の適用期間を平成二十七年三月三十一日まで延長するものとする。

一 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第四項に規定する近郊整備地帯

二 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第四項に規定する近郊整備区域

三 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものを除く。）

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市

（第一条関係）

第二 附則

この政令は、公布の日から施行するものとする。